

委提第2号

第四次北本市総合振興計画基本構想及び第四次北本市総合振興計画後期基本計画の一部改定について

会議規則第14条第2項の規定により、第四次北本市総合振興計画基本構想及び第四次北本市総合振興計画後期基本計画の一部改定を次のとおり提出する。

平成28年3月18日 提出

提出者 第五次北本市総合振興計画審査
特別委員長 工藤 日出夫

北本市議会議長 三 宮 幸 雄 様

第四次北本市総合振興計画基本構想及び第四次北本市総合振興計画後期基本計画の一部改定

(第四次北本市総合振興計画基本構想の一部改定)

第1条 第四次北本市総合振興計画基本構想の一部を次のように改定する。

第1部第1章第3節1中「平成27年(2015)度までの10年間」を「第五次北本市総合振興計画基本構想が策定されるまで」に改める。

(第四次北本市総合振興計画後期基本計画の一部改定)

第2条 第四次北本市総合振興計画後期基本計画の一部を次のように改定する。

第1部第1章第2節1中「平成27年(2015)度までの10年間」を「第五次北本市総合振興計画基本構想が策定されるまで」に改め、同節2中「平成27年(2015)度までの4年間」を「第五次北本市総合振興計画前期基本計画が策定されるまで」に改める。